

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、平成29年4月1日現在で実施した「平成29年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
	人	歳	年
全給料表	23,803	42.0	19.8
行政職給料表	5,164	42.6	20.7
公安職給料表	3,516	38.5	17.5
教育職給料表(一)	19	50.0	25.1
教育職給料表(二)	4,243	42.5	19.8
教育職給料表(三)	10,242	42.6	20.1
教育職給料表(四)	26	48.5	24.1
研究職給料表	229	43.5	20.5
医療職給料表(一)	21	48.0	23.2
医療職給料表(二)	201	42.5	19.5
医療職給料表(三)	140	44.5	20.6
特定任期付職員給料表	2	55.3	31.2

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表 4-2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.2	% 5.9	% 10.9	% 0.0	% 59.7	% 40.3
行政職給料表	100.0	72.5	9.8	17.7		69.0	31.0
公安職給料表	100.0	52.9	4.0	43.1		91.9	8.1
教育職給料表(一)	100.0	94.7	5.3			89.5	10.5
教育職給料表(二)	100.0	93.9	2.3	3.7		57.2	42.8
教育職給料表(三)	100.0	94.8	5.2			45.2	54.8
教育職給料表(四)	100.0	92.3	7.7			96.2	3.8
研究職給料表	100.0	96.5	3.1	0.4		85.2	14.8
医療職給料表(一)	100.0	100.0				90.5	9.5
医療職給料表(二)	100.0	78.1	21.4	0.5		44.8	55.2
医療職給料表(三)	100.0	48.6	50.0	0.7	0.7	3.6	96.4
特定任期付職員給料表	100.0	100.0				100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4-3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 354,801	円 8,821	円 7,890	円 15,835	円 387,347
行政職給料表	331,244	10,361	8,893	15,442	365,940
公安職給料表	327,386	12,982	8,151	8,542	357,061
教育職給料表(一)	514,089	11,237	16,260	23,237	564,823
教育職給料表(二)	371,202	8,382	7,792	15,192	402,568
教育職給料表(三)	369,287	6,828	7,151	18,192	401,458
教育職給料表(四)	426,038	14,454	7,596	15,008	463,096
研究職給料表	349,921	11,535	7,472	16,529	385,457
医療職給料表(一)	473,171	7,990	86,921	299,476	867,558
医療職給料表(二)	333,255	6,975	8,006	19,178	367,414
医療職給料表(三)	337,283	3,697	8,832	10,997	360,809
特定任期付職員給料表	671,000	-	20,130	30,000	721,130

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。)、寒冷地手当、単身赴任手当(基礎額)及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 平成29年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 平成29年5月1日から6月16日まで

(イ) 調査対象事業所 平成29年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の840事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種

(エ) 調査実人員 7,664人（うち、初任給関係職種532人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,770人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は52,445人であり、うち行政職に相当するものは43,301人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学歴	規模計	50人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	198,212	201,488	198,257	190,260
	短大卒	171,812	162,509	179,708	158,750
	高校卒	164,039	163,133	164,298	164,508
新卒事務員	大学卒	195,862	198,718	196,862	175,000
	短大卒	166,361	162,509	172,608	156,800
	高校卒	162,677	162,548	161,749	169,400
新卒技術者	大学卒	201,951	207,549	200,559	200,433
	短大卒	180,731	—	186,626	160,700
	高校卒	165,482	166,098	166,187	162,063
準新卒看護師	養成所卒	206,575	209,100	201,500	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された場合をいう。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	53.0	775,855	775,855	—	—
工 場 長	51.4	628,190	674,867	499,456	—
事 務 部 長	52.1	546,111	566,769	533,826	448,964
技 術 部 長	51.0	538,500	571,472	530,434	452,944
事 務 部 次 長	49.6	559,943	615,724	469,232	*
技 術 部 次 長	50.9	577,917	732,485	501,250	473,525
事 務 課 長	49.4	463,266	487,766	439,408	377,988
技 術 課 長	48.5	488,976	558,608	443,130	369,865
事 務 課 長 代 理	47.0	405,151	414,755	391,828	347,183
技 術 課 長 代 理	47.7	417,650	439,030	380,095	302,914
事 務 係 長	44.8	352,544	364,951	343,032	310,505
技 術 係 長	44.0	359,180	371,998	363,309	311,479
事 務 主 任	39.8	296,552	306,490	293,141	267,326
技 術 主 任	40.9	335,855	359,524	328,760	293,760
事 務 係 員	37.1	275,515	291,707	250,905	222,377
技 術 係 員	34.3	329,715	371,254	258,171	238,800

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、平成29年10月13日（金）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（512円 0.14%）を解消するため、給料表を引上げ改定
- ・特別給（現行4.30月分）は、民間のボーナス（4.41月）を下回るため、0.1月分引上げ改定

○扶養手当の見直し（平成30年4月から段階実施）

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引下げ、子に係る手当を引上げ

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の176事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
373,689円	373,177円	512円（0.14%）

<ボーナス>

平成28年8月から平成29年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.41月	4.30月	0.11月

(3) 改定等の内容

平成29年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ①行政職給料表 初任給をはじめとする若年層に重点をおいた国家公務員の俸給表の改定に準じて平均0.2%の引上げ改定
初任給を1,000円引上げ改定
- ②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 引上げ分は勤勉手当に配分

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.90月	0.90月	1.80月
	計	2.125月	2.275月	4.40月

<諸手当>

○初任給調整手当

医師に対する支給月額を国家公務員に対してとられる措置に準拠して改正

○扶養手当の見直し（平成30年4月1日から段階的に実施）

扶養手当について、県内企業の動向や職員の手当支給状況、他都道府県等の改正状況を踏まえ見直し

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで引下げ（13,200円→6,500円）、子に係る手

当額を引上げ（6,500円→10,000円）

- ・部長級（行政職9級相当）職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給とし、次長級（行政職8級相当）職員は、子以外に係る手当を3,500円に引下げ
- ・受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、見直しについては段階的に実施

（４）改定の実施時期等

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、平成29年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、平成29年12月1日から、平成30年6月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定及び扶養手当の改定は、平成30年4月1日から実施すること。

（５）公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の適切な運用、女性職員の活躍推進、若手職員の育成

○勤務環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの推進、時間外勤務の縮減などの総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、ハラスメント防止対策、すべての職員の意欲と能力を引き出す環境の整備

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

（１）給与条例の改正

ア 平成30年第1回県議会定例会に提案、平成30年3月14日可決、同年3月16日平成30年条例第3号として公布された。

（改正概要）

- ① 給料表について、若年層に重点を置いて給料月額を引上げ
- ② 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を引上げ
- ③ 勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定

イ 平成30年第1回県議会定例会に提案、平成30年3月22日可決、同年3月22日平成30年条例第8号として公布された。

（改正概要）

- ① 扶養手当の支給月額について、段階的に見直し
- ② 東日本大震災以外の大規模災害に対処するため、次の作業等に従事した場合の特殊勤務手当の特例を制定
 - ・死体処理作業
 - ・原子力事業所の敷地内における災害応急作業
 - ・捜索救助業務（引き続き5日以上従事した場合）

（２）給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

（ア）平成29年6月30日 人事委員会規則第20号

- a 平成29年7月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正（〔第24条関係〕別表第1の3）

新設

・勤務環境改革監（4種）

変更

・福利厚生室長（2種→4種）

- b 施行日

平成29年7月1日

- （イ）平成29年9月29日 人事委員会規則第27号

- a 平成29年10月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正（〔第24条関係〕別表第1の3）

新設

・飛騨牛銘柄推進監（4種）

- b 施行日

平成29年10月1日

- （ウ）平成29年12月26日 人事委員会規則第31号

- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

教育職員手当（第37条第3項）

・国において義務教育費国庫負担金の算定基準額が平成30年1月から引き上げられることに合わせ、部活動指導業務等に関する本県条例規定の限度額が引き上げられることに伴う所要の規定の整備

- b 施行日

平成30年1月1日

- （エ）平成30年1月22日 人事委員会規則第2号

- a 平成30年1月22日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正（〔第24条関係〕別表第1の3）

新設

・流域浄水事務所副所長（2種）

- b 施行日

公布の日（平成30年1月22日）

- （オ）平成30年3月26日 人事委員会規則第6号

- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

① 勤勉手当（第57条の5）

・平成29年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

② 初任給調整手当（〔第25条の7関係〕別表第2）

・医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、医師の初任給調整手当について、規則で定める職員の区分及び期間の区分に応じた支給額の改正

- b 施行日

平成30年3月26日

（上記 a の①は平成29年12月1日、上記 a の②は平成29年4月1日適用）

- （カ）平成30年4月1日 人事委員会規則第10号

- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等

① 扶養手当（第26条から第26条の4まで、付則）

・給与条例の改正に伴い、以下の職員についての規定の整備

- 行政職給料表 9 級相当職員（子以外の扶養親族に係る手当：6,500円→不支給）
 - ・医療職給料表(一) 4 級である職員のうち、管理職手当に係る区分が一種であり、かつ期末勤勉手当の役職加算割合が100分の20であるもの
- 行政職給料表 8 級相当職員（子以外の扶養親族に係る手当：6,500円→3,500円）
 - ・公安職給料表 9 級である職員
 - ・教育職給料表(四) 5 級である職員
 - ・医療職給料表(一) 4 級である職員のうち、期末勤勉手当の役職加算割合が100分の20であるもの（行 9 級相当に該当するものを除く。）
 - ・その他、見直しに伴う条項ずれや経過措置期間中の読替え等の所要の規定整備
- ② 宿日直手当（第34条）
 - ・県庁舎の危機管理当直体制見直し（H30年度より管理職以上のみで対応）に伴う手当額の見直し（手当額 現行 5,400円/回 →改正後 6,700円/回）
- ③ 教育職員手当（第37条）
 - ・特別支援教育コーディネーターを、学校内の連絡調整及び指導助言に当たる主任相当職として新たに位置付けること（学校管理規則（教育委員会規則）の見直し）に伴い、主任手当（200円/日額）の支給対象に追加
- ④ 勤勉手当（第57条の5）
 - ・平成30年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正
- ⑤ 特殊勤務手当の特例（災害応急作業等手当）（付則）
 - ・東日本大震災における避難指示区域の見直し（「警戒区域」及び「計画的避難区域」の見直し）をふまえ、人事院規則が改正されたこと等に伴う規定の整備
- ⑥ 管理職手当（〔第24条関係〕別表第1の3）
 - ・平成30年4月1日付け組織改正等に伴う改正

新 設	<ul style="list-style-type: none"> ・局長、ねんりんピック推進事務局長、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監、東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監、女性の活躍支援センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター長、歴史資料館所長（2種） ・文書管理監、岐阜地域連携監、ねんりんピック推進事務局次長、防災情報管理監、生物多様性企画監、消費生活対策監、国保制度対策監、感染症・疾病対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、女性の活躍支援センター副センター長、岐阜県保育士・保育所支援副センター長、人材育成企画監、成長産業企画監、航空宇宙産業連携監、東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監、多文化共生推進監、宅地建物取引業対策監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、県営住宅管理監、県事務所地域連携監、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関飛騨牛銘柄推進監、食肉衛生検査所所長（中央食肉衛生検査所の所長にあつては2種）、子ども相談センター副所長、旅券センター副所長、土木事務所道路課長（多治見土木事務所の道路課長を除く。）、教育委員会事務局管理指導監、地域指導監（4種） ・県事務所課長、県民生活相談センター副所長、発達障害者支援センター課長、子ども相談センター家庭支援課長（中央子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）、土木事務所課長（道路課長（多治見土木事務所の道路課長を除く。）を除く。）、道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、
-----	---

揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。) (6種)

・家畜保健衛生所保健衛生課長(中濃家畜保健衛生所及び東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。) (7種)

廃止

・県民文化局長 (1種)

・子ども・女性局長、観光国際局長、都市公園整備局長、センター長、家畜防疫専門監、食肉衛生検査所所長 (2種)

・財務管理監、県有施設管理監、イベント・コンベンション企画監、自然環境対策監、感染症対策監、保健企画監、障害福祉基盤整備企画監、副センター長、施設整備企画監、土産物開発監、海外展開推進監、飛騨牛銘柄推進監、徳山ダム対策監、歴史資料館所長、県民生活相談センター副所長、教育委員会事務局勤務環境改革監 (4種)

・県事務所課長(揖斐県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。)、発達障害者支援センター総務課長、子ども相談センター家庭支援課長(飛騨子ども相談センターの家庭支援課長に限る。)、土木事務所課長(道路維持課長(美濃土木事務所、郡上土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路維持課長に限る。))を除く。) (6種)

・家畜保健衛生所保健衛生課長(中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。) (7種)

b 施行日

公布の日(平成30年4月1日)

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 平成29年6月30日 人事委員会規則第22号

a 平成29年7月1日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正

新設

・教育委員会事務局 勤務環境管理監 (6級)

b 施行日

平成29年7月1日

(イ) 平成29年9月15日 人事委員会規則第25号

a 平成29年9月15日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正

新設

・森林文化アカデミー 困難な業務を行う事務局長 (7級)

変更

・森林文化アカデミー 事務局長 (8級→6級)

b 施行日

平成29年9月15日

(ウ) 平成29年9月29日 人事委員会規則第29号

a 平成29年10月1日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正

新設

・飛騨牛銘柄推進監 (6級)

b 施行日

平成29年10月1日

(エ) 平成30年1月22日 人事委員会規則第4号

a 平成30年1月22日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正

新設 ・流域浄水事務所 副所長 (6級)

b 施行日

平成30年1月22日

(オ) 平成30年3月26日 人事委員会規則第7号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

・各給料表の改正に伴い、昇格時号給対応表(別表第7)の一部を改正

b 施行日

公布の日(平成30年3月26日)

(カ) 平成30年4月1日 人事委員会規則第12号

a 平成30年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正

① 組織改正等に伴う職の新設及び廃止等

② 条例上の標準職務表に準じ、複数の職務の級に在職が想定される同一職名の職についての規定整備

③ その他所要の規定整備(別表第1のイからリの表の見出し中「職務の級」を「職務の級及び職務」に改正)

○行政職給料表級別職務表(別表第1イ)

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
本庁	局長	9級	①(集約化)
	県民文化局長 子ども女性局長 都市公園整備局長	9級	①(本庁「局長」 へ集約)
	観光国際局長	8級→9級	①(本庁「局長」 へ集約)
	ねんりんピック推進事務局長 東京オリンピック・パラリンピック県産品活用総括監 東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策総括監	8級	①(新設)
	女性の活躍支援センター長 岐阜県保育士・保育所支援センター長 ねんりんピック推進事務局次長 文書管理監 岐阜地域連携監 防災情報管理監 生物多様性企画監 消費生活対策監	6級	①(新設)

機関	職	職務の級	内容
	国保制度対策監 感染症・疾病対策監 住宅宿泊事業対策監 福祉人材対策監 介護事業者指導監 社会参加推進企画監 女性の活躍支援センター副センター長 岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長 人材育成企画監 成長産業企画監 航空宇宙産業連携監 東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監 多文化共生推進監 宅地建物取引業対策監 ぎふ建築担い手育成支援センター長 県営住宅管理監	6級	①（新設）
	センター長 家畜防疫専門監 財務管理監 県有施設管理監 イベント・コンベンション企画監 自然環境対策監 感染症対策監 保健企画監 障害福祉基盤整備企画監 副センター長 施設整備企画監 土産物開発監 海外展開推進監 飛騨牛銘柄推進監 徳山ダム対策監	6級	①（廃止）
県事務所	地域連携監	6級	①（新設）
	揖斐県事務所出納課長 恵那県事務所出納課長	5級→6級	①（変更）
発達障害者支援センター	課長	6級	①（集約化）
	総務課長	6級	①（「課長」へ集約）
	発達障害支援課長	5級→6級	①（変更）

機関	職	職務の級	内容
子ども相談センター	副所長	6級	①（新設）
	飛驒子ども相談センター家庭支援課長	6級→5級	①（変更）
	中央子ども相談センター家庭支援課長	5級→6級	①（変更）
旅券センター	副所長	6級	①（新設）
農林事務所	可茂農林事務所長	6級→8級	①（変更）
土木事務所	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所に限る。）	6級	①（新設）
	道路調整監	5級	①（新設）
	道路維持課長	5級、6級	①（廃止）
東海環状自動車道事務所	所長	8級→6級	①（変更）
	困難な業務を行う所長	7級	②
長良川上流河川開発工事事務所	困難な業務を行う課長	5級	②
	課長	5級→4級	②

<教育委員会>

機関	職	職務の級	内容
事務局	管理指導監	6級	①（新設）
	地域管理監		
	勤務環境改革監	6級	①（廃止）

<人事委員会>

機関	職	職務の級	内容
事務局	事務局長	8級→9級	①（変更）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	警察車両整備センター所長	6級→5級	①（変更）
	困難な業務を行う監査指導監	5級	①（廃止）
	監査指導監	5級	①（廃止）

○公安職給料表級別職務表（別表第1ロ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
共通	—	—	①（項削除）
警察本部	困難な業務を行う小隊長	5級	①（廃止）
	小隊長 困難な業務を行う分隊長	4級	①（廃止）
	分隊長	3級	①（廃止）
警察署	困難な業務を行う課長代理 困難な業務を行う交番所長 困難な業務を行う交通捜査指導官	5級	①（廃止）
	課長代理 交番所長 交通捜査指導官 困難な業務を行う生活安全専門職	4級	①（廃止）
	生活安全専門職	3級	①（廃止）

○研究職給料表級別職務表（別表第1へ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関	飛騨牛銘柄推進監	4級	①（新設）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	管理監	4級	①（新設）

○医療職給料表（一）級別職務表（別表第1ト）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
保健所	副所長	4級	①（廃止）

○医療職給料表（二）級別職務表（別表第1チ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
家畜保健衛生所	東濃家畜保健衛生所保健衛生課長	5級→6級	①（変更）
	困難な業務を行う東濃家畜保健衛生所保健衛生課長	7級	②

b 施行日

公布の日（平成30年4月1日）

(キ) 平成30年4月1日 人事委員会規則第14号

a 平成31年1月1日付け昇給における所要の規定整備

・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備

b 施行日

公布の日（平成30年4月1日）

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H29. 3. 26 人委第282号	給料表の引上げ改定に伴い、調整基本額について規定整備 （平成29. 4. 1適用）
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H30. 3. 28 人委第288号	給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備 ・扶養手当について、条例改正に伴う所要の規定整備 （平成30. 4. 1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H30. 3. 28 人委第289号	給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備 ・扶養手当について、規則改正に伴う所要の規定整備 ・単身赴任手当について、新規採用職員のうち、要件を満たす者について権衡職員として規定 ・単身赴任手当について、現在は必要がない権衡職員の規定削除（旧国鉄からの引き続き採用者） ・宿日直手当について、現在は存在しない勤務箇所の削除（身体障害者更生指導所） （平成30. 4. 1適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	H29. 4. 20 人委第22号	職員の任用に関する規則の一部改正（義務教育学校が設置されたことによる採用試験の名称変更）に伴う規定整備 （平成29. 4. 21適用）
初任給規則第38条第1号の規定による昇給の取扱いについて（通知）の一部改正について（通知）	H29. 8. 1 人委第117号	警察大学校警部任用科の研修内容等が見直されたことに伴い、昇給の実施基準について規定整備 （平成29. 8. 1適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	H30. 1. 22 人委第227号	職員の任用に関する規則の一部改正（試験区分の廃止・新設）に伴う所要の規定整備 （平成30. 1. 22適用）

通達等の題名	発出日	内 容
平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料が支給されなくなることに伴う職員に対する通知について(通知)	H30. 2. 5 人委第246号	現給保障が終了することに伴い、当該規定による給料が支給されないこととなる場合の取扱いについて規定整備 (平成30. 2. 5適用)
初任給規則の運用について(通知)の一部改正について(通知)	H30. 3. 6 人委第262号	職員採用資格免許職試験に臨床検査技師Aの区分が新設されたことに伴う規定整備 (平成30. 3. 5適用)
初任給規則の運用について(通知)の一部改正について(通知)	H30. 3. 15 人委第280号	平成28年度の地方公務員法の改正により、人事評価制度が導入されていること等に伴う規定整備 (平成30. 4. 1適用)
平成30年改正条例の施行に伴い平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額が減少した場合等における職員に対する通知について(通知)	H30. 3. 16 人委第277号	給与条例の一部改正に伴い現給保障の受給額が変動した場合について規定整備 (平成30. 3. 16適用)
給与条例等の改正に伴う差額の支給について(通知)	H30. 3. 26 人委第278号	給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について規定整備 (平成30. 3. 26適用)

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表	行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計	
	7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7		
任命権者	知事	1																	1
		20	17	6											1	1			45
	教委								3	36	18								57
		3	1	1															5
警察																			
	1	1		7	5														14
計	1								3	36	18							58	
	24	20	7	7	5										1			64	

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条(新たに職員となった者の職務の級)第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条(昇格)第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で284人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	32										32
	教委	96			2	12						110
	警察	1	2									3
計		129	2		2	12						145

(注) 初任給規則第16条(人事交流等により異動した場合の号給)、第17条(特殊の職に採用する場合等の号給)、第18条(特定の職員についての号給)、第47条(この規則(初任給規則)により難しい場合の措置)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政										1								2	3
	研究	1																		1
	医(一)																			
	医(二)	1																		1
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)																			
	教(三)																			
警察																				
計		2									1								2	5

(注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。
 2 職務の級は、異動後のものである。
 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で109人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	1
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a)は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b)は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	2
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	5
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	2

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

(ア) 平成29年第3回県議会に提案、平成29年7月6日可決、同年7月11日平成29年条例第25号として公布された。

(改正概要)

- ・国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当について、国家公務員に準ずる所要の規定の整備

(イ) 平成30年第1回県議会に提案、平成30年3月22日可決、同年3月22日平成30年条例第7号として公布された。

(改正概要)

- ・国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて退職手当の額を引き下げる等のための規定の整備
- ① 退職手当の額に係る調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げ
- ② 退職手当の額に係る調整月額を規則で定める職員の区分に応じ、5,000円から15,000円までの範囲で引き上げ

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 平成29年7月11日 人事委員会規則第23号

a 雇用保険法等の一部に伴う所要の改正

- ・雇用保険法による個別延長給付の対象者に相当する者を定義（第15条の2）
- ・特定退職者であって、災害により離職した者等

- ・ 障害等の理由により就職が困難な者で激甚災害の被害を受けたもの

b 施行日

平成29年7月11日

6 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

改正なし

(3) 旅費支給の特例承認

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認 | 32件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 7件 |
| ・ 新規採用職員の赴任旅費の特例承認 | 1件 |